

第 3 期

京都市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

京 都 市

目 次

	(ページ)
第 1 基本理念等	1
1 計画の位置付け	
2 計画の期間	
3 計画の基本理念	
4 計画で定める項目	
第 2 平成 26 年度の数値目標の設定	3
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 福祉施設から一般就労への移行等	
3 入院中の精神障害者の地域生活への移行	
第 3 各年度における障害福祉サービス及び相談支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策	5
1 訪問系サービス	
ア 現状分析	
イ 必要な量の見込み	
ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
2 日中活動系サービス	
ア 現状分析	
イ 必要な量の見込み	
ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
3 居住系サービス	
ア 現状分析	
イ 必要な量の見込み	
ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
4 相談支援	
ア 現状分析	
イ 必要な量の見込み	
ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策	
第 4 地域生活支援事業の実施に関する事項	14
第 5 計画の達成状況の点検及び評価	17
(巻末資料)	
第 1 期・第 2 期障害福祉計画の進捗状況	18

第 3 期京都市障害福祉計画【概要】

- 趣旨** 障害のある市民の地域生活や一般就労への移行に関して、26年度末に向けた数値目標を設定。併せて24年度から26年度までの必要量の見込みとその確保方策を定める。
- 根拠** 障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」。はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン(京都市基本計画)の福祉サービス等に関する実施計画として位置付ける。
- 計画期間等** 24年度から26年度までを計画期間とする。障害者自立支援法が見直され、障害福祉計画に係る基本方針が変更された場合は、計画期間中においても必要な見直しを行う。

1 26年度の数値目標設定

【数値目標】

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

26年度末における地域生活移行者数 185人以上
 >第1期計画策定時(17年10月)の施設入所者(1,236人)のうち185人以上の移行を目指す。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

26年度までの毎年度、年間一般就労移行者数50人以上
 >第1期計画策定時(17年度)の年間一般就労移行者数(11人)の4.5倍以上の一般就労を毎年度目指す。

(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針においては、本市は本項目について数値目標を設定する必要はないが、精神障害者の退院や地域定着の促進の観点から、京都府が定めた府下全域の数値のうち、本市内の精神科病棟分に相当する数値については、本市の数値目標として設定する。

①1年末満入院患者の平均退院率 71%以上

②5年以上かつ65歳以上の退院者数 163人以上

>精神科病院の入院者について、地域生活への移行を目指す。

2 サービス量の見込みとその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

(上段：利用者数(人)，下段：延べ利用時間数(時間/月))

区分	23年度(見込み)	24年度	25年度	26年度
居宅介護等	2,795 128,164	3,458 143,680	3,649 155,033	3,854 167,634

(確保のための方策)

- 福祉人材の確保及び定着のための国への要望及び本市独自のサービスの担い手の養成
- ヘルパーの援助技術の向上のための研修の実施

(2) 日中活動系サービス

(上段：利用者数(人)，下段：延べ利用日数(人日/月))

区分	23年度(見込み)	24年度	25年度	26年度
生活介護	2,670 42,752	2,750 44,034	2,833 45,355	2,918 46,716
機能訓練	66 664	66 664	66 664	66 664
生活訓練	229 3,451	239 4,596	249 4,747	259 4,898
就労移行	207 3,793	217 4,068	227 4,251	237 4,435
就労A型	354 7,046	364 7,245	374 7,444	384 7,643
就労B型	2,205 39,995	2,271 41,153	2,339 42,388	2,409 43,660
療養介護	21	21	21	21
短期入所	420 2,536	433 2,612	446 2,690	459 2,771

(確保のための方策)

- 運営安定化支援、福祉人材の確保及び定着の措置の国への要望
- ネットワーク等を活用した就労移行支援事業所等の取組への支援
- 多様な就労を支援する取組

(3) 居住系サービス(人)

区分	23年度(見込み)	24年度	25年度	26年度
グループホーム ケアホーム	462	502	542	582
施設入所支援	1,269	1,256	1,244	1,231

(確保のための方策)

- 運営安定化支援の国への要望
- サービス提供事業者の新規参入のための整備費補助制度の活用
- グループホーム等の増設に向けた既存公的施設の活用検討

(4) 相談支援(人)

区分	23年度(見込み)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	750	1,520	3,190	5,040
地域移行支援	37	37	37	37
地域定着支援	0	18	18	18

(確保のための方策)

- 指定特定相談支援事業所の増設や自立支援協会による協働支援体制づくり
- 医療機関とも十分に連携した相談支援
- 精神障害に対する理解を深めるための啓発活動

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

必須事業及び任意事業を合わせて34事業について定める。

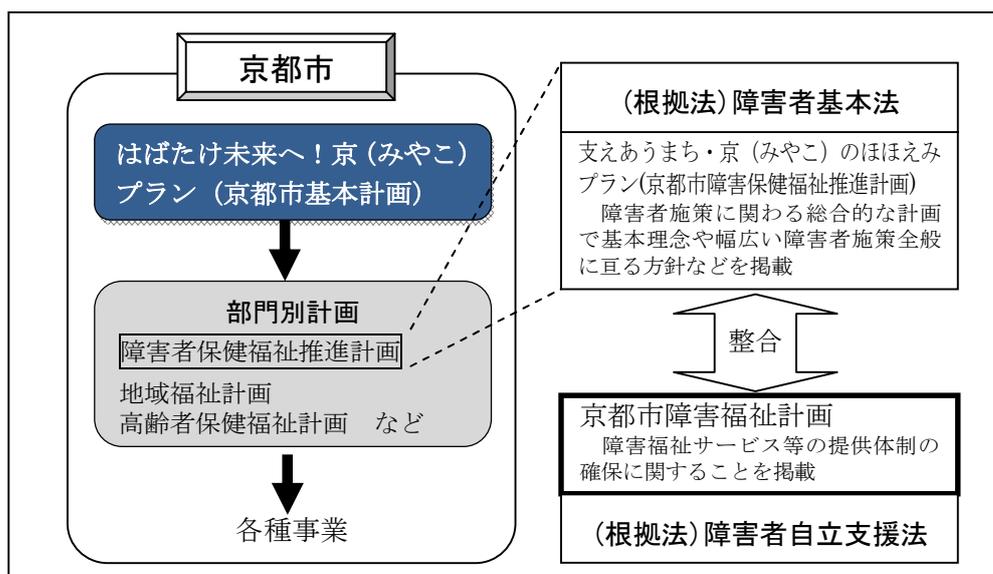
主な事業	23年度(見込み)	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション支援	13,528件	15,177件	15,461件	15,757件
日常生活用具	32,488件	33,125件	33,166件	33,207件
移動支援	3,968人 47,426時間	4,139人 51,181時間	4,317人 55,233時間	4,503人 57,611時間

第3期京都市障害福祉計画

第1 基本理念等

1 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関するものであり、障害者自立支援法第88条に基づいて市町村に策定が義務付けられ、国の定める基本指針に即して策定することになっている。



2 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、今期（第3期）においては、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする。

[参考]

1 第1期障害福祉計画（平成19年3月策定）

- 平成17年10月から平成23年度末までの間に福祉施設から地域生活に移行する者の人数等を数値目標として設定
- 平成23年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定
- 平成18年度から20年度までの各年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定

2 第2期障害福祉計画（平成21年3月策定）

- 平成21年度及び22年度において見込まれる障害福祉サービス等の必要量を設定

※ 障害者自立支援法が見直され、障害福祉計画に係る基本方針が変更された場合には、計画期間中においても必要な見直しを行う。

3 計画の基本理念

平成22年12月に策定した「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」の「障害者福祉」分野の基本方針には、「障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、支えあうまちづくりを推進する」ことを掲げている。

この基本方針を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、地域社会の中で、いきいきと活動しながら、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、必要な障害福祉サービス等を提供する。

4 計画で定める項目

- (1) 平成26年度の数値目標の設定
- (2) 平成24年度から26年度までの障害福祉サービス及び相談支援等の必要見込量及びその確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

第2 平成26年度の数値目標の設定

障害のある市民の自立と社会参加を推進していく観点で、地域生活への移行や就労支援を進めていくために、国が定める基本指針や第1期計画（計画期間：18年度から20年度）及び第2期計画（計画期間：21年度から23年度）の実績、さらに本市の実情を踏まえたうえで、平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定する。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	説明
①平成17年10月1日 現在施設入所者数	1,236人	
【目標値】 ②地域生活移行者数	185人以上 (①の約15%)	平成17年10月から平成26年度末までの間で、施設入所から地域生活へ移行する者の人数 なお、平成17年10月から22年度末までの間に99人が地域生活に移行している。

2 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	説明
①平成17年度の一般 就労移行者数	11人	平成17年度中に授産施設等の福祉施設から一般就労に移行した者の人数
【目標値】 ②目標年度の一般就労 移行者数	50人以上 (①の4.5倍以上)	平成26年度までの毎年度に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する者の人数

3 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針においては、本市は本項目について数値目標を設定する必要はないが、精神障害のある市民の退院や地域定着の促進の観点から、京都府が定めた府下全域の数値のうち、本市内の精神科病院分に相当する数値については、本市の数値目標として次のとおり設定することとする。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 ① 1年未満入院患者の 平均退院率	71%以上	市内にある精神科病院の入院患者を対象に、平成 26 年度における 1 年未満入院患者の平均退院率
【目標値】 ② 5年以上かつ65歳 以上の入院患者の退 院者数	163人以上	平成 26 年度において精神科病院を退院する者の数

第3 各年度における障害福祉サービス及び相談支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策

平成26年度における数値目標が達成できるように、平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービス、相談支援の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国が定める基本指針や第1期計画及び第2期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定する。

1 訪問系サービス

ア 現状分析

障害のある市民が、住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすためには、一人一人のニーズに応じた支援とともに、家族の介護負担を軽減することも必要である。このため、ホームヘルプ等の訪問系サービスについては、障害のある市民の在宅生活を支援する中核事業として充実を図ってきた。

障害者自立支援法の施行以降、制度が普及し定着する中、障害のある市民の自立意欲の高まりや介護者の高齢化による介護負担軽減など、訪問系サービスのニーズは大きくなってきており、今後ともサービス量の拡大を図っていく必要がある。

イ 必要な量の見込み

平成23年度までの利用実績、平成26年度までの地域生活移行者数（目標値）及び平成23年10月から新たに実施している同行援護の利用ニーズ等を勘案し、平成26年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定する。

区分	23年度実績 (見込)	24年度	25年度	26年度
居宅介護	2,795人 (100)	3,458人 (123.7)	3,649人 (130.6)	3,854人 (137.9)
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	128,164時間 (100)	143,680時間 (112.1)	155,033時間 (121.0)	167,634時間 (130.8)
重度障害者等 包括支援				

注1 上段：利用者数，下段：延べ利用時間数（1月当たり）

注2 （ ）の数值は23年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

訪問系サービスについては、引き続き、地域生活の支援を推進する観点から、ニーズに応じたサービス提供を行うため、必要なサービス提供体制の確保に努める必要がある。

このため、サービス提供事業者の新規参入等サービスの拡充が進むように、国に対し、経営実態に見合った、また福祉人材の確保及び定着に向けた適切な報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけるとともに、障害のある市民の地域生活の支援に係るニーズの多様化に対応できるよう、ヘルパーの援助技術の向上に向けた各種研修会を開催する。

とりわけ、同行援護については、平成23年度に重度の視覚障害者を対象として、従来の移動支援に代わる新たなガイドヘルプサービスとして創設された制度であり、指定事業所の拡大や同行援護従業者養成研修の周知等制度の定着と円滑な運用に取り組む。

【語句説明】

サービス名	内容
居宅介護	自宅において、食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助を行うもの。また、買い物への援助、通院の介助、公的手続や相談のため官公署や相談支援事業所を訪れる際の介助を行うもの
重度訪問介護	重度の肢体不自由のため、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的に行うもの
同行援護	重度の視覚障害のため、移動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護及び外出先においての必要な情報の支援（代筆・代読等）を行うもの
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護・危険回避のための援護等を行うもの
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な程度の高い方に、障害福祉サービスのうち、在宅サービスや通所施設のサービス等を包括的に行うもの

2 日中活動系サービス

ア 現状分析

通所授産施設等の旧法施設及び地域活動支援センター（共同作業所型）等について、障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、新規参入を促進するための事業者支援を行ってきた結果、おおむねニーズに応じた日中活動の場や福祉的就労の場を確保することができた。

イ 必要な量の見込み

今後も総合支援学校高等部卒業生の進路先として、多様な就労形態の福祉的就労の場の確保や、常時介護を要する方に対する日中活動の場の充実が必要である。平成23年度までの利用実績とこれまでの総合支援学校高等部卒業生の進路希望等を勘案し、平成26年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定する。

区分	23年度実績 (見込)	24年度	25年度	26年度
生活介護	2,670人 (100)	2,750人 (103.0)	2,833人 (106.1)	2,918人 (109.3)
	42,752人日分 (100)	44,034人日分 (103.0)	45,355人日分 (106.1)	46,716人日分 (109.3)
自立訓練 (機能訓練)	66人 (100)	66人 (100)	66人 (100)	66人 (100)
	664人日分 (100)	664人日分 (100)	664人日分 (100)	664人日分 (100)
自立訓練 (生活訓練)	229人 (100)	239人 (104.4)	249人 (108.7)	259人 (113.1)
	3,451人日分 (100)	4,596人日分 (133.2)	4,747人日分 (137.6)	4,898人日分 (141.9)
就労移行支援	207人 (100)	217人 (104.8)	227人 (109.7)	237人 (114.5)
	3,793人日分 (100)	4,068人日分 (107.3)	4,251人日分 (112.1)	4,435人日分 (116.9)
就労継続支援 (A型)	354人 (100)	364人 (102.8)	374人 (105.6)	384人 (108.5)
	7,046人日分 (100)	7,245人日分 (102.8)	7,444人日分 (105.6)	7,643人日分 (108.5)
就労継続支援 (B型)	2,205人 (100)	2,271人 (103.0)	2,339人 (106.1)	2,409人 (109.3)
	39,955人日分 (100)	41,153人日分 (103.0)	42,388人日分 (106.1)	43,660人日分 (109.3)
療養介護	21人 (100)	21人 (100)	21人 (100)	21人 (100)
短期入所 (ショートステイ)	420人 (100)	433人 (103.0)	446人 (106.1)	459人 (109.3)
	2,536人日分 (100)	2,612人日分 (103.0)	2,690人日分 (106.1)	2,771人日分 (109.3)

注1 上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）

注2 （ ）の数值は23年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

地域活動支援センター（共同作業所型）から移行した障害福祉サービス事業所の安定的な運営が確保され、事業所職員が安心して働き続けられるよう、国に対し、経営実態に見合った、また福祉人材の確保及び定着に向けた報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働きかける。

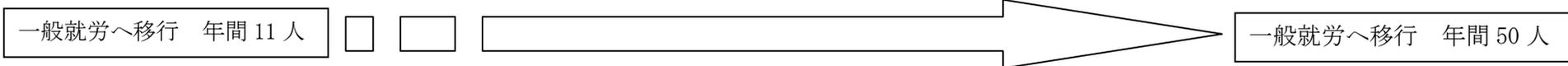
また、一般就労への移行を推進する観点からは、福祉、教育、労働、経済等の関係機関・団体によるネットワークなどを活用して、就労移行支援事業所等の積極的な取組を支援するとともに、障害のある市民が生きがいを持って働くことができるよう、就労継続支援事業所等の利用者の工賃引き上げを目指し、ほっとはあと（授産）製品の開発・販路拡大に取り組む。

【語句説明】

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な入浴の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方が、自立した日常生活ができるように、一定期間、施設への通所により、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害のある方が、自立した日常生活ができるように、一定期間、施設への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
就労移行支援	一般企業等への就労を希望される方に、一定期間、施設への通所により、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、施設への通所により、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの（原則として、雇用契約による就労）
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、施設への通所により、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの（原則として、雇用契約によらない就労）
療養介護	医療が必要で、常に介護が必要な方に、医療機関への入所により、機能訓練・療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行うもの
短期入所 (ショートステイ)	介護をされる方が病気の場合等に、施設への短期的な入所により、食事・排せつ・入浴の介護等を行うもの

日中活動系の推計結果（概要）

参考



総合支援学校卒業生などを見込み、平成17年10月と比べ1,849人分増加

6

平成 17 年 10 月	平成 23 年度実績（見込）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
旧体系 4,540 人 法定施設 2,981 人 デイサービス 483 人 作業所 1,076 人	合計 5,838 人 新体系（日中活動系） 5,731 人 生活介護 2,670 人 機能訓練 66 人 生活訓練 229 人 就労移行 207 人 就労A型 354 人 就労B型 2,205 人 新体系（地域生活支援事業） 107 人	合計 6,017 人 新体系（日中活動系） 5,907 人 生活介護 2,750 人 機能訓練 66 人 生活訓練 239 人 就労移行 217 人 就労A型 364 人 就労B型 2,271 人 新体系（地域生活支援事業） 110 人	合計 6,201 人 新体系（日中活動系） 6,088 人 生活介護 2,833 人 機能訓練 66 人 生活訓練 249 人 就労移行 227 人 就労A型 374 人 就労B型 2,339 人 新体系（地域生活支援事業） 113 人	合計 6,389 人 新体系（日中活動系） 6,273 人 生活介護 2,918 人 機能訓練 66 人 生活訓練 259 人 就労移行 237 人 就労A型 384 人 就労B型 2,409 人 新体系（地域生活支援事業） 116 人

※人数は利用者数を表す。

3 居住系サービス

ア 現状分析

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、家族から独立して暮らすことを希望する障害のある市民の地域生活を支援していくためには、これまで以上に共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実を図っていく必要があるが、報酬水準の向上や開設費用の負担軽減、地域の理解促進など、事業所の増設に向けて取り組まなければならない課題がある。

イ 必要な量の見込み

平成23年度までの利用実績、平成26年度までの地域生活移行者数（目標値）、精神科病院入院患者の地域生活への移行事業の実績等を勘案し、平成26年度までの各年度のサービス見込量を設定する。

区分	23年度実績 (見込)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	462人 (100)	502人 (108.7)	542人 (117.3)	582人 (126.0)
施設入所支援	1,269人 (100)	1,256人 (99.0)	1,244人 (98.0)	1,231人 (97.0)

注1 表中の人数は利用者数を表す。

注2 () の数値は23年度実績(見込)を100とした場合の指数

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

居住系サービスについては、施設等から地域生活への移行などに対応できるよう適切なサービス量を確保する必要がある。

このため、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の増設に向けて関係部局との連携による既存公的施設の活用等を検討するとともに、国に対し、安定的な運営が可能な報酬水準の確保を要望する。

また、事業者の新規参入を促進するため、国等の整備費補助の積極的な活用と併せて、市民の障害者福祉に関する関心と理解を一層深めるための啓発活動に取り組む。

【語句説明】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の住居で、食事・排せつ・入浴の介護等を行うもの
施設入所支援	施設への入所により、食事・排せつ・入浴の介護等を行うもの

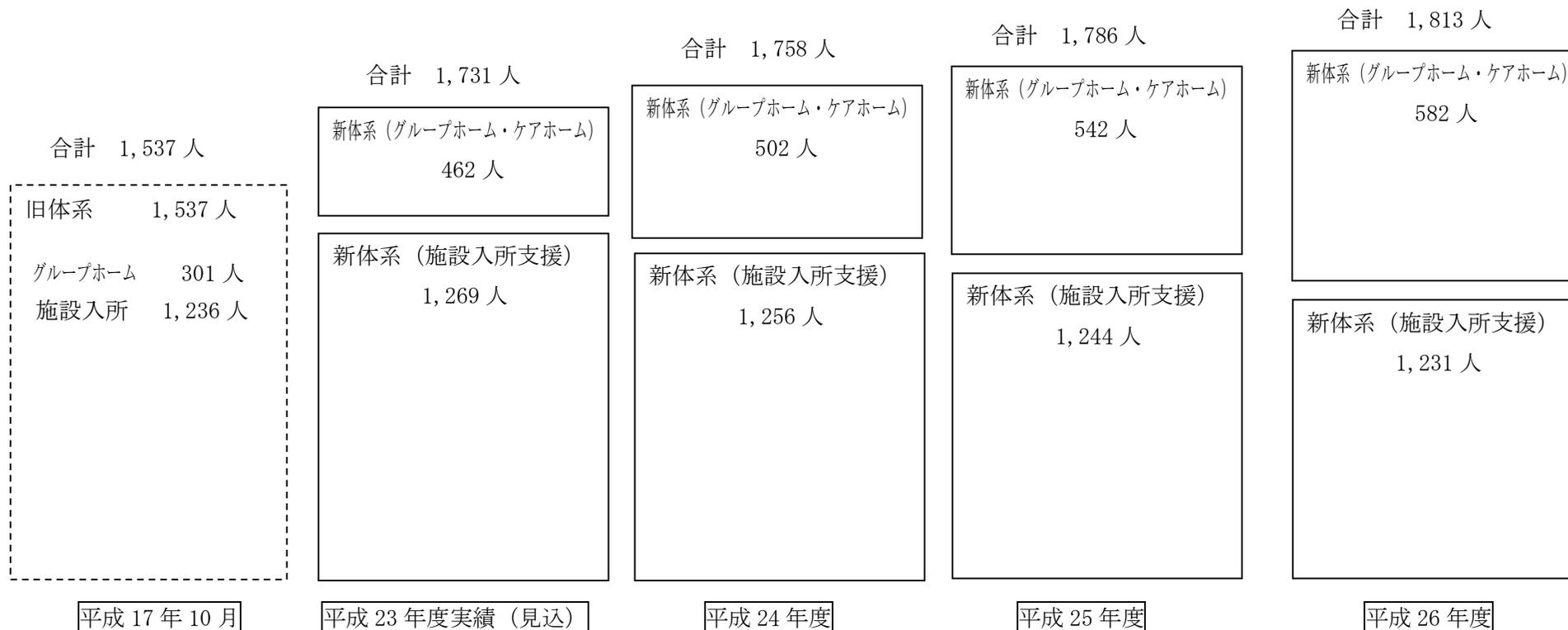
居住系の推計結果（概要）

参考

185人が地域生活へ移行

施設入所から地域生活への移行者などを見込み、平成17年10月と比べ276人分増加

11



※人数は利用者数を表す。

4 相談支援

ア 現状分析

障害のある市民が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの情報提供、利用援助が行える総合的かつ専門性の高い相談支援が必要である。

本市では、福祉事務所、保健センター、身体障害者リハビリテーションセンター、こころの健康増進センター、発達相談所、児童相談所、障害者相談員や発達相談員のほかに、障害者地域生活支援センターを設置するなど、相談支援体制の充実を図ってきた。

とりわけ、障害者自立支援法の施行以降、障害福祉サービスが普及し定着する中、サービスの利用調整や一人一人のニーズに応じたケアプランの策定など、相談支援機関の役割はますます大きくなっている。

これに加え、障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年4月からは、平成26年度までの3年間で、全ての障害福祉サービス利用者にサービス利用等計画を策定することが求められており、一層の相談支援体制の充実が必要となっている。

イ 必要な量の見込み

サービス利用等計画について、これまでは、重度障害のある方等について作成することとなっていたが、平成24年度から3年間を目途として、障害福祉サービスを利用する全ての障害のある方について計画を作成することとなった。

このため、計画相談支援については、現在の障害福祉サービス利用者数等を勘案し、原則として3年間で全ての利用者に計画作成ができるようサービス見込量を設定する。

地域移行支援については、平成26年度までの地域移行者数（目標値）、精神科病院入院患者の地域生活への移行事業の実績等を勘案してサービス見込量を設定する。

また、地域定着支援については、地域移行に向けて支援する者のうち地域定着の支援も必要な者を推計してサービス見込量を設定する。

区分	23年度実績 (見込)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	750人 (100)	1,520人 (202.7)	3,190人 (425.3)	5,040人 (672.0)
地域移行支援	37人 (100)	37人 (100)	37人 (100)	37人 (100)
地域定着支援	0人 (100)	18人 (1,800)	18人 (1,800)	18人 (1,800)

注1 表中の人数は利用者数を表す。

注2 () の数値は23年度実績(見込)を100とした場合の指数

注3 地域定着支援については、23年度実績(見込)を1として指数を設定

ウ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

相談支援については、福祉事務所や保健センターをはじめ、市内に15箇所設置している障害者地域生活支援センターを中心に、ケアマネジメントの実践により、必要なサービスの円滑な利用を促進するとともに、増大が見込まれるサービス利用等計画の作成に当たっては、指定特定相談支援事業所を増設し、計画作成機能の拡充を図る。また、多様な相談ニーズに対応するため、市内5圏域に設置している障害者地域自立支援協議会（地域協議会）において個別支援会議を実施するなど、協働支援体制づくりに努める。

また、退院された精神障害のある市民の地域生活の定着には、適切な医療を受けることが不可欠であるため、精神科病院等と十分に連携しながら、相談支援に取り組んでいくとともに、市民に対し、引き続き精神障害に対する理解を深めるための啓発活動にも取り組んでいく。

【語句説明】

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある方（児童含む）が、安心して地域生活が送れるように一人一人のニーズに応じたサービス利用ができるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行うもの
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保など必要となる支援を行うもの
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行うもの

第4 地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定める。 (単位は年間の数)

事業名	23年度実績 (見込)		24年度		25年度		26年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し、相談、福祉サービス利用の援助、ケアプラン作成、関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し、相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	3 箇所		3 箇所		3 箇所		3 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに、保育所や障害福祉サービス事業所等の職員に対して療育指導を行う。
② 市町村相談支援機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち5箇所に精神保健福祉士等の専門職を配置する。
③ 住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に、必要な調整等の支援を行う。
(2) 成年後見制度利用支援事業		5 件		6 件		8 件		10 件	生活保護受給世帯等経済的困窮者に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
(3) コミュニケーション支援事業		13,528 件		15,177 件		15,461 件		15,757 件	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		4,654 件		4,877 件		5,111 件		5,357 件	手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。 ※件数は手話通訳者・要約筆記者の派遣件数の見込み
手話通訳者設置事業	16 人	8,874 件	16 人	10,300 件	16 人	10,350 件	16 人	10,400 件	手話通訳者の設置を行う。(人数は、1設置箇所当たり1人として計上した数) ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み

(4) 日常生活用具給付等事業 (①~⑥)	32,488 件	33,125 件	33,166 件	33,207 件	重度障害児者に日常生活用具の給付・貸与を行う。				
① 介護・訓練支援用具	140 件	155 件	156 件	157 件	身体介護を支援する用具等				
② 自立生活支援用具	880 件	900 件	910 件	920 件	入浴, 食事, 移動等の自立生活を支援する用具				
③ 在宅療養等支援用具	346 件	420 件	425 件	430 件	在宅療養等を支援する用具				
④ 情報・意思疎通支援用具	470 件	600 件	620 件	640 件	情報収集・伝達, 意思疎通を支援する用具				
⑤ 排泄管理支援用具	30,614 件	31,000 件	31,000 件	31,000 件	ストマ装具等の排泄管理を支援する用具				
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	38 件	50 件	55 件	60 件	居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修				
(5) 移動支援事業	189 箇所	3,968 人	211 箇所	4,139 人	235 箇所	4,317 人	262 箇所	4,503 人	個別支援を基本として, 社会参加, 余暇活動のための外出支援を行う。
	/	47,426 時間	/	51,181 時間	/	55,233 時間	/	57,611 時間	延べ利用時間数の見込み
(6) 地域活動支援センター (Ⅰ~Ⅲ型)									
基礎的事業 (Ⅰ~Ⅲ型共通)	28 箇所	850 人	8 箇所	600 人	8 箇所	603 人	8 箇所	606 人	全て機能強化型として設置する。
機能強化型Ⅰ型	5 箇所	430 人	5 箇所	490 人	5 箇所	490 人	5 箇所	490 人	精神保健福祉士等の専門職を配置し, 関係機関との連携強化等を図る (障害者相談支援事業再掲)。
機能強化型Ⅱ型	3 箇所	107 人	3 箇所	110 人	3 箇所	113 人	3 箇所	116 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
※市外に所在するセンターを利用する者	2	13	2	13	2	13	2	13	※市外分 (箇所数別掲, 人数は内数)
機能強化型Ⅲ型	20 箇所	313 人	— 箇所	— 人	— 箇所	— 人	— 箇所	— 人	平成24年4月には障害福祉サービス事業所に全て移行する。
(7) 発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	3,663 人	1 箇所	3,663 人	1 箇所	3,663 人	1 箇所	3,663 人	関係機関と連携しながら, 発達障害者への支援を強化していく。
(8) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	4 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		低額で居室等を提供し, 管理人が日常生活に必要な支援を行う。

② 盲人ホーム事業	1 箇所	視覚障害のある市民に、あんま、はり、きゅうの就労の場を提供する。								
③ 訪問入浴サービス事業	39 人分	居宅での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。								
④ 身体障害者自立支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	実施していない。
⑤ 重度障害者在宅就労促進事業	1 箇所	在宅等の障害のある市民に、情報機器やインターネットの活用に関する支援等を行い、就労促進を図る。								
⑥ 更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業	109 人分	—	—	—	—	—	—	—	—	更生訓練費用及び施設退所後就職するための支度金を支給するもの。平成 24 年 3 月末で廃止。
⑦ 知的障害者職親委託制度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	実施していない。
⑧ 生活支援事業	10 事業	日常生活上必要な訓練、指導等を行う。								
⑨ 日中一時支援事業	265 人分	281 人分	298 人分	298 人分	298 人分	298 人分	317 人分	317 人分	317 人分	施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑩ 生活サポート事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	実施していない。
⑪ 社会参加促進事業										
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	13 大会	障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する								
イ 芸術文化講座開催等事業	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	ほほえみ広場、京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3 種類 29 回	「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成する。								
エ 奉仕員養成研修事業	12 講座 700 人	音訳、点字、手話、要約筆記の各奉仕員の養成研修を実施する。								
オ 自動車運転免許取得事業	14 件	24 件	身体障害のある市民の運転免許取得費用の一部を助成する。							
カ 自動車改造助成事業	18 件	40 件	身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。							
キ その他	1 箇所	職業能力開発等支援事業所として洛南身体障害者福祉会館に相談窓口を開設し、必要な事業を実施する。								

【語句説明】

地域生活支援事業

障害者自立支援法に伴い、自治体ごとの制度として行われるもの

サービス名	施策の内容
移動支援（身体介護を伴う・身体介護を伴わない）	社会参加や余暇活動等の外出の際に、円滑に外出できるように、ガイドヘルパーが移動を支援するもの
地域活動支援センター（機能強化Ⅰ型）	精神障害のある方に、地域社会との交流の場を提供するもの
地域活動支援センター（機能強化Ⅱ型）	自立の促進・生活の質の向上等を図るため、施設への通所により、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練等を行うもの
地域活動支援センター（機能強化Ⅲ型）	就業が困難な在宅の障害のある方に、施設への通所により、生活指導・作業指導等を行い、社会参加・福祉の向上を図るもの
日中一時支援（日中短期入所）	日中、介護する方がおられない場合に、施設で食事・排せつの介護等を行うもの
訪問入浴サービス	自宅や施設の浴槽では入浴が困難な重度の身体障害のある方に、訪問による入浴サービスを行うもの
日常生活用具	重度の障害のある方に、日常生活を便利又は容易にする用具の給付や貸与を行うもの（特殊寝台・電気式たん吸引器・盲人用時計・ストマ用装具等）
地域活動支援センター（相談支援事業）	障害のある方や介護者等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等を行うもの
発達障害者支援センター	発達障害者支援センター「かがやき」において、発達障害のある方とその家族が安定して地域で生活できるように、総合的な支援を行うもの
コミュニケーション支援	手話通訳者や要約筆記者等を派遣するもの
社会参加促進事業	障害のある方の社会参加を促進するため、スポーツ・芸術文化活動等を行うもの
福祉ホーム	家庭において日常生活を営むのに支障がある方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの

5 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について、利用者及び事業者の双方からの視点を十分に踏まえて達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を講じていく。

(巻末資料)

第1期・第2期障害福祉計画の進捗状況について

- | | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 平成23年度における数値目標と実績 | 19 |
| | (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | |
| | (2) 入院中の退院可能精神障害者の減少 | |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行 | |
| 2 | 主な障害福祉サービスに係る見込んだ必要量と実績 | 20 |
| | (1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（合計数） | |
| | (2) 生活介護 | |
| | (3) 就労移行支援 | |
| | (4) 就労継続支援（A型） | |
| | (5) 就労継続支援（B型） | |
| | (6) 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム） | |
| | (7) 短期入所 | |
| 3 | 主な地域生活支援事業に係る見込んだ必要量と実績 | 24 |
| | (1) コミュニケーション支援 | |
| | (2) 日常生活用具 | |
| | (3) 移動支援 | |

第1期・第2期障害福祉計画の進捗状況について

(解説)

- 第1期障害福祉計画において、計画に掲げた事項は次のとおりである。
 - ・平成23年度に到達すべき福祉施設からの地域移行者数等の数値目標
 - ・平成23年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
 - ・平成18年度～20年度の各年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
 - 第2期障害福祉計画において、計画に掲げた事項は次のとおりである。
 - ・平成21年度～22年度の各年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量
- ※「平成23年度に到達すべき数値目標」及び「平成23年度において見込まれる障害福祉サービス及び相談支援等の必要量」は、第1期計画のままである。

1 平成23年度における数値目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
23年度末時点の目標(注1) a	130人
22年度末時点の実績(注2) b	99人
進捗率(b/a)	76.2%

(注1) 目標は、平成17年10月から平成23年度末までの間で、施設入所から地域生活に移行する者の人数。

(注2) 実績は、平成17年10月1日から平成23年3月31日に地域生活に移行した人数。

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少

区 分	人 数
23年度末時点の目標(注1) a	281人
22年度末時点の実績(注2) b	151人
進捗率(b/a)	53.7%

(注1) 目標は、平成16年6月30日現在の退院可能な精神障害者328人(推計)について、平成23年度末までに減少を図る人数。

(注2) 実績は、平成18年4月1日から平成23年3月31日に減少した人数。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

区 分	人 数				
23年度の目標(注1) a	50人				
18～22年度の実績(注2) b	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	27人	32人	25人	28人	68人
達成率(b/a)	54.0%	64.0%	50.0%	56.0%	136.0%

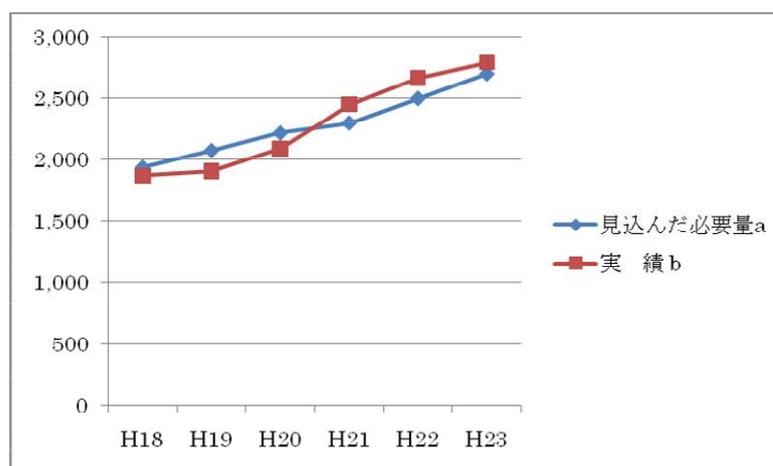
(注1) 目標は、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する人数。

(注2) 実績は、平成18～22年度の各年度に一般就労に移行した人数。

2 主な障害福祉サービスに係る見込んだ必要量と実績

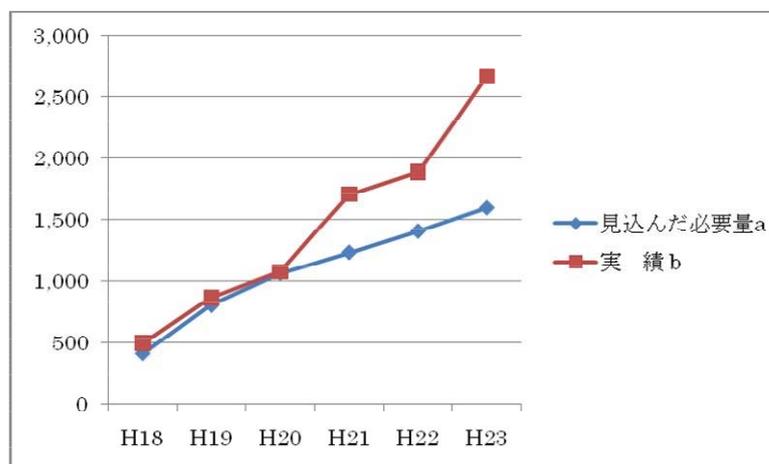
(1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（利用者数合計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	1,941人	2,077人	2,221人	2,104人	2,500人	2,698人
実績 b	1,871人	1,908人	2,089人	2,452人	2,667人	2,795人
達成率 (b/a)	96.4%	91.9%	94.1%	106.5%	106.7%	103.6%



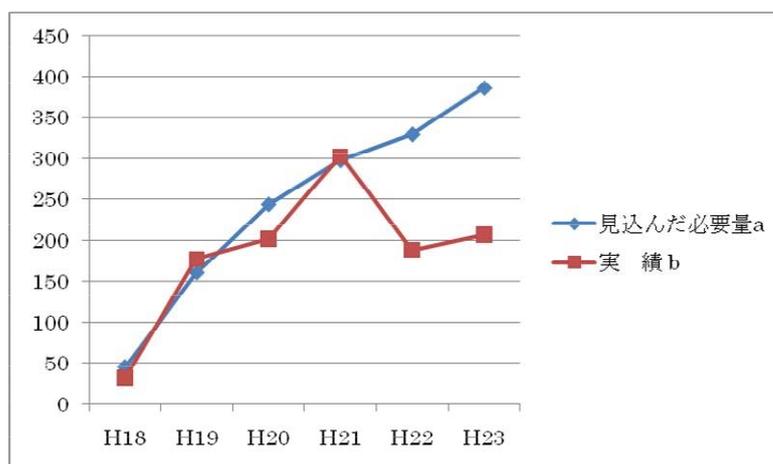
(2) 生活介護（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	413人	803人	1,065人	1,235人	1,406人	1,598人
実績 b	498人	863人	1,078人	1,710人	1,892人	2,670人
達成率 (b/a)	120.6%	107.5%	101.2%	138.5%	134.6%	167.1%



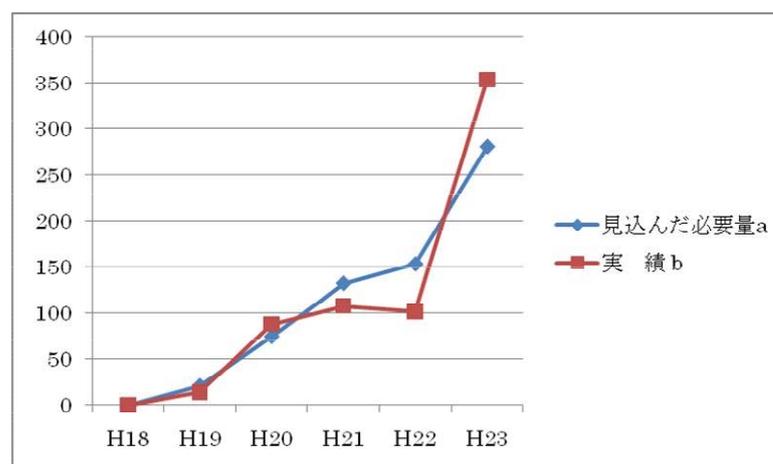
(3) 就労移行支援（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	45人	161人	244人	298人	330人	387人
実績 b	32人	178人	202人	303人	189人	207人
達成率 (b/a)	71.1%	110.6%	82.8%	101.7%	57.3%	53.5%



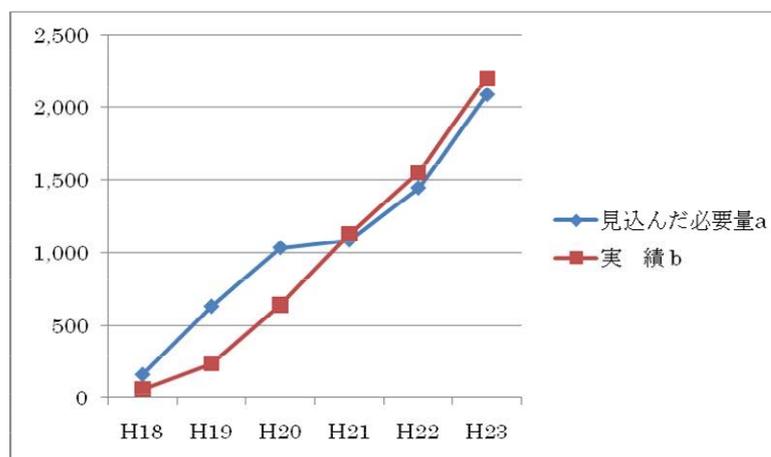
(4) 就労継続支援（A型）（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	0人	21人	74人	132人	153人	281人
実績 b	0人	14人	88人	108人	102人	354人
達成率 (b/a)	0%	66.7%	118.9%	81.8%	66.7%	126.0%



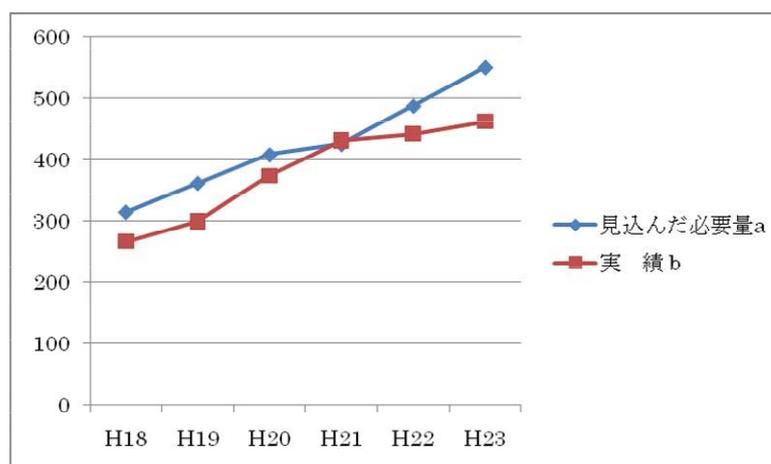
(5) 就労継続支援（B型）（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	161人	633人	1,036人	1,089人	1,446人	2,089人
実績 b	62人	236人	644人	1,133人	1,551人	2,205人
達成率 (b/a)	38.5%	37.3%	62.2%	104.0%	107.3%	105.6%



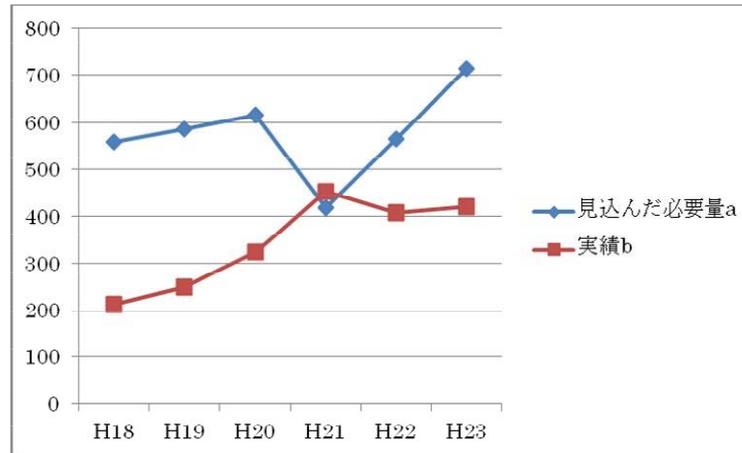
(6) 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	315人	362人	409人	426人	488人	551人
実績 b	267人	300人	374人	431人	442人	462人
達成率 (b/a)	84.8%	82.9%	91.4%	101.2%	90.6%	83.8%



(7)短期入所（利用者数）

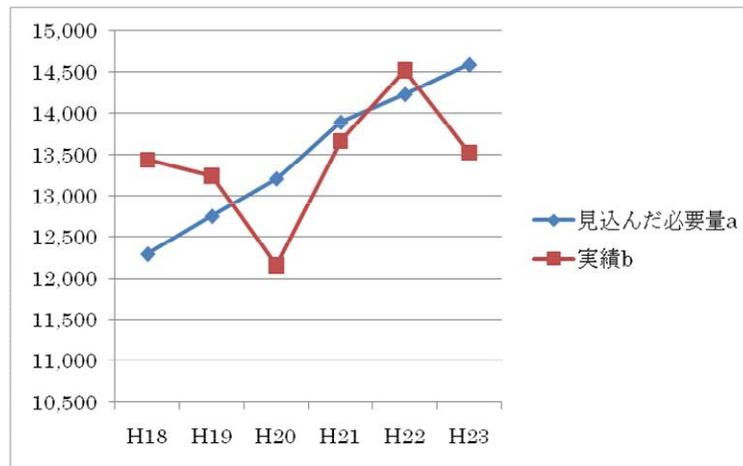
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	559人	587人	617人	417人	565人	714人
実績 b	213人	249人	324人	451人	408人	420人
達成率 (b/a)	38.1%	42.4%	52.5%	108.2%	72.2%	58.9%



3 主な地域生活支援事業に係る見込んだ必要量と実績

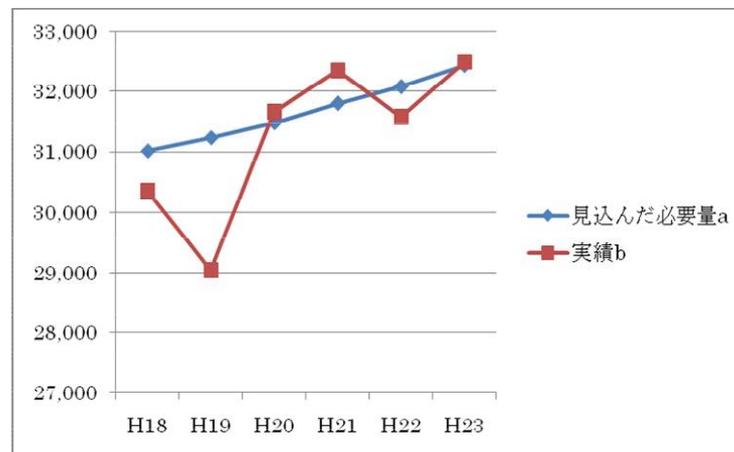
(1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者及び要約筆記者の派遣件数並びに各区・支所等に配置している手話通訳者の相談件数の合計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	12,295 件	12,755 件	13,215 件	13,896 件	14,238 件	14,595 件
実績 b	13,443 件	13,250 件	12,164 件	13,669 件	14,527 件	13,528 件
達成率 (b/a)	109.3%	103.9%	92.0%	98.4%	102.0%	92.7%



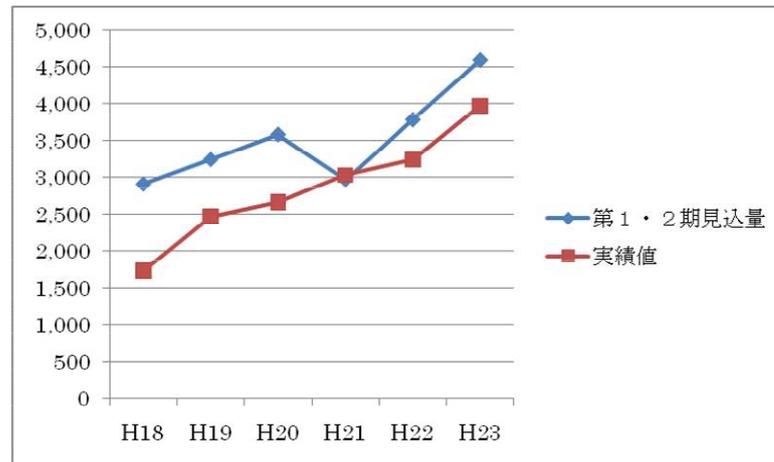
(2) 日常生活用具（給付件数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	31,013 件	31,235 件	31,485 件	31,806 件	32,078 件	32,431 件
実績 b	30,351 件	29,033 件	31,671 件	32,345 件	31,588 件	32,488 件
達成率 (b/a)	97.9%	93.0%	100.6%	101.7%	98.5%	100.2%



(3) 移動支援（利用者数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
見込んだ必要量 a	2,913人	3,249人	3,585人	2,973人	3,783人	4,593人
実績 b	1,734人	2,475人	2,665人	3,032人	3,245人	3,968人
達成率 (b/a)	59.5%	76.2%	74.3%	102.0%	85.8%	86.4%



第3期京都市障害福祉計画

平成24年3月発行／京都市印刷物番号第233258号

.....

京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

電話 075-222-4161 FAX 075-251-2940

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

